

## 羽咋郡市障害者自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 羽咋市、志賀町及び宝達志水町(以下「構成市町」という。)において、障害者が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条第1項の規定に基づき、羽咋郡市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を共同設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関する事。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事。
- (3) 地域の現状、課題等の情報共有に関する事。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事。
- (5) その他障害者自立支援事業に関する事。

### (組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者で構成するものとする。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係機関
- (4) 教育・雇用関係機関
- (5) 障害者関係団体
- (6) 地域福祉関係団体

3 協議会の委員の委嘱は羽咋市長が行う。ただし、志賀町又は宝達志水町に所属団体の所在地がある委員については、当該所在地の町長が委嘱するものとする。

### (任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを選任し、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は羽咋市健康福祉課内に設置し、協議会の庶務は羽咋市健康福祉課、志賀町健康福祉課、宝達志水町健康福祉課及び相談支援事業者で行うものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務に関して知り得た個人情報を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。